

報 奨 規 程

- 第 1 条 公益社団法人日本ボクシング連盟(以下 日本連盟という)は、日本連盟に所属する選手へ授与する報奨に関し、次のとおり規程を制定する。
- 第 2 条 日本連盟は、オリンピック大会で3位以内に入賞した選手に対し、報奨を授与する。
- 第 3 条 報奨は賞金とし、賞金は金、銀若しくは銅の各メダルにつき、順にオリンピックについては50万円、30万円、10万円をそれぞれ上限とし、各賞金を授与する。
- 第 4 条 報奨の授与の決定、授与の時期その他の事項は理事会の決議による。
- 第 5 条 本規程の改廃は理事会の決議による。

付 則

この規定は令和6年3月7日から施行する。